

生駒市法令遵守委員会  
平成20年度第4回会議次第

日 時 平成20年9月19日（金）

午後2時から

場 所 生駒市役所2階 201会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 都市整備部職員との懇談（意見交換）

(2) その他について

3 閉 会

平成20年度第4回生駒市法令遵守委員会  
会議録(要旨)

日時 平成20年9月19日(金) 午後2時～午後4時40分

場所 生駒市役所 201会議室(2階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員  
(事務局) 坂野監査委員事務局長、山岡監査委員事務局長補佐、  
三原監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記  
(ヒアリング対象職員)  
林都市計画課課長補佐、田保開発指導課課長補佐、  
石倉建築指導課課長補佐、上田みどり推進課課長補佐

議案

1 開会

出席者の紹介

2 案件

- (1) 都市整備部職員との懇談(意見交換)
- (2) その他について

3 主な意見等

- (1) 都市整備部職員との懇談(意見交換)

○「要望等の記録・公表制度」に対する認識等について

個々の市職員によって「要望等の記録・公表制度」に対する認識の度合いに差があるのは否めないが、後々に至るまで尾を引いてややこしいと感じられるような「要望等」についての記録については(本制度に基づかない場合もあるが)現時点においてもすでに徹底できている。

仮に本制度に伴う「要望等記録票兼報告書」での報告が1年に1回程度ということになれば、仮に不当要求がなされた場合であっても、とっさに「要望等記録票兼報告書」を記録するという事は難しいように思う。

○『来訪・電話記録簿』作成事務の試行について

【意見等】

- ・(公職者から受けた要望等については問い合わせを含む)すべて用件を記録するとすると、法令遵守推進条例において規定された趣旨のうちの「不当要求を抑止すること」からかけ離れてしまい、個々の市職員が処理しなければならない事務だけが煩雑となる心象を受けるが。

→ 調査期間中における都市整備部各課への1日平均での来訪者や架電数を伺ったが、件数だけを考慮すれば、『来訪・電話記録簿』(以下「来庁簿」という。)を作成することとなったとしても、各所属の日常業務にはさほど大きな支障が

生じないと考えられる。

したがって、委員会としては、各所属における日常業務と両立させながら、各所属へ市民等が来訪又は架電された際には、日時、相手の氏名、用件を1～2行程度簡単に記録してもらい、来庁簿の作成事務を導入していきたいと考えており、今回試験的に都市整備部各課の職員に協力を依頼したいと考えている。

- ・ 仮に不当要求行為等が発生したためにそれ以前に記録された来庁簿によってその時点での対応を振り返ろうにも、おそらく件数が膨大であるため検索することはかなり困難なのではないか。

#### 【決定事項】

- ・ 都市整備部各課の2～3名程度の職員に協力を依頼し、1週間程度にわたって、条例第2条第6号で規定された「要望等」に限らず、各課への来庁又は架電によってなされたすべての用件を記録してもらい、こととする。なお、実際に都市整備部各課の職員に来庁簿を作成してもらい、時期については、次回の委員会が開催されるまでの間のうちで事務局において調整することとする。

#### (2) その他について

##### ○ 意見書の構成等について

意見書においては、本制度を実効的な制度にすべく、

- ・ 本制度の1年間の運用状況の報告
- ・ 本制度の施行に伴う成果や本制度の施行に伴って生じた運用面での課題に係る法令遵守委員会としての意見の提示や提案

を行うこととする。

記述の分量としては、運用状況の報告が7割、委員会としての意見等が2割の配分とし、その他、本制度等に対する市職員の感想等も含めることができればよいのではないかと考えている。

##### ○ 次回以降の予定

次回 10月22日(水)午後4時より、次々回 11月12日(水)午後3時より  
来庁簿作成事務の試行を踏まえ、都市整備部各課職員の意見等を再度ヒアリングする。

## 4 閉 会